

費用も気軽に相談を

何でも司法教室

弁護士
松本 信乃さん



Q 法律相談では、どんな相談がありますか？ 弁護士に頼むと、どのくらいお金がかかりますか？

「離婚したいが、親権は取れるか。養育費や慰謝料はいくらもらえるか」「家を出たら、夫が行方を捜している。怖い」「弟は父から多額のお金を借りて迷惑をかけている。相続の権利はあるか」「迷惑はかけないからと言われ、保証人になった(なっくれと言われた)が、大丈夫か。私の死後は？」「家賃の保証人だから払え、と突然多額の請求が来た」「不倫相手の妻から慰謝料を請求された」「加害者の弁護士から示談してくれと言われた」「お金を貸した友人と連絡が取れなくなった」。いろいろな相談があります。

相談のタイミングは早いほどよく、気軽に相談していただきたいと思えます。相談者の中には、最初に会った時とは見違えるほど、すっきりと明るい顔で帰る方も多いです。

相談料は、所得を問わず利用できる弁護士会の相談では原則30分5千円。所得が基準以下の方が利用できる法テラスでは無料です。

弁護士に問題の対応を依頼する場合は、内容や請求金額などにより様々ですが、所得が基準以下の方が法テラスの制度を利用すれば、分割払いできる場合もあります。「こんなこと聞いていいかしら?」などと心配せず、費用のこともその他のことも、納得いくまで聞いてみるのが大事です。
(法テラス島根法律事務所)